新聞通信調査会報

毎月一回一日発行
昭和40年2月20日
第三種郵便物認可

5－2005

中小金融機関の再編に焦点

ペイオフ解禁後の金融界

高橋勝洋
（時事通信社経済部）

四月一日以降、万一金融機関が破たんした場合、預けている預金で保護されるのは一千万円までの預金の元本と利子の部分に限られることになった。しかし、利息が付かないこと、引き出しがいつでも自由にできること、決済機能を持っていること、この三条件を満たせば決済用預金と見なされ、全額保護される。

金融機関でも預金者の不安を少しでも和らげようということで決済用預金の導入の動きが進んでいて、実際に九割以上の金融機関で預け入れができるようになっている。今は低金利だからいいが、今後、金利が上がってくると、これに預金するメリットはあるのかという議論が出てくると思う。

続いたペイオフ先送り

竹中平蔵さんが金融大臣になったのが二〇〇二年。その秋に大手金融機関に不良債権の抜本処理を迫る金融再生プログラムが発表され、銀行界は大反対したが、公的資金をばんばん入れて今の日本の金融システムを守らなければいけないという大号令でやった。その結果、不良債権問題の見出しが新聞紙上に躍ることはほとんどなくなり、ようやく沈静化してきた。今後は、投入した公的資金をいかに返してもらうかというフェーズに入っていくことになる。

その中でのペイオフ全面解禁は、国民の預金を守るためにこれ以上税金を投入しないという宣言になる。預金はもともと証券や債権と同じで投資商品である。かなりローリスク、ローリターンだが、元本保証されて確実に手元に返ってくる金融商品だ。つまりその投資商品を国が全額補償する制度自体がおかしい。金融論の根本的なところだが、そういう考え方に立ってペイオフ制度はできているわけで、原点に立ち戻ることになる。

ペイオフ制度は四年前の二〇〇一年四月には解禁されることになっていたが、信金、信組に凍結を求める動きがあり、一九九九年末に一回延期になった。〇一年四月の解禁を一年間延期するということで〇二年四月に延期された。同時に全部の預金をいきなり解禁するのはまずい、普通預金は先に延ばして、定期預金のような金利も高く保護されてきた預金は仕方がないだろうと、〇二年四月に一部解禁して、普通預金は〇三年四月に解禁することに決めた。その後、竹中さんが「金融再生プログラム」を策定し、企業再生の面から後押しする産業再生機構の設置年限を今年三月末に設定した。それに合わせてペイオフ解禁も、既に〇二年四月に定期預金の一部が解禁されていたにもかかわらず、普通預金を含めて二年延ばすことになった。今回、それがいよいよ全面解禁される。

ペイオフの環境は整ったか

先ほど国会内での閣僚会見で伊藤金融大臣が記者から質問されて、「ペイオフ解禁の環境は整った。不良債権処理が進み金融機関の自己資本も改善し、金融機関の決算情報の開示も随分充実してきた、ペイオフ解禁は問題ない」と答えている。

確かに九〇年代後半の金融不安が吹き荒れたときと、二〇〇〇年に保険会社がばたばた倒れたころの何とも言えない不気味さは今はなくなっていて、ダイエーやカネボウの再建計画の道筋が見えてきたこともあり、金融不安は落ち着いてきたというのが皆さん一致した認識だと思う。

ここで指摘しておきたいのは、金融庁は解禁の環境は整ったと言っているが、微妙にコメントを変えたことだ。一昨年の十一月に栃木県の足利銀行が経営破たんし、預金保険法一〇二条を発動されたが、預金は全額保護された。大臣に金融の現状認識はどうかと聞くと、昨年末までは「金融機関で健全性に問題があるのは足利銀行だけ、その他の金融機関の健全性に問題はない。だからペイオフは解禁できる」と言っていた。ところが年明けからは「金融機関の健全性は全体として問題がない」という言い方に変えた。われわれ記者もその変化に気付いて、どこかの小さな金融機関がつぶれるのではないかと想像して何度も質問を重ねたが、大臣は「足利銀行以外は健全性に問題がない」とは絶対に言わなくなった。

いろいろ取材してみると、やはり今後も破たんの可能性は否定できない。いつ何時、経営危機に陥る金融機関が現れるか分からないので、金融庁は個別の金融機関の健全性に関するコメントは一切やめたと理解できる。夕刊紙などが「つぶれる銀行、危ない銀行」をリストアップしているが、金融庁はそれに相当ナーバスになっている。もし「この金融機関は危ないか」と聞かれたとき、金融庁の公式コメントとして健全性に問題はないと言ってしまうと、万が一の場合に取り返しがつかなくなる。逆に全体として問題がないと言い続ける必要がある。

金融庁は金融機関が自ら努力し、情報を開示して健全性をアピールしろと言っている。それが正しい方法かどうかは分からないが、税金で救うことはしないと宣言するわけだから、少なくとも金融庁は金融機関の健全性について距離を置こうとしている。金融庁はペイオフ解禁拡大の環境は整ったと言っているが、環境は整ったけれども、その結果、ペイオフが発動される金融機関がないとは言えない、というのが真相だと思う。

メガバンクは例外か

かつて大手銀行は二十一行あったが、ＵＦＪ、東京三菱が統合する今年の秋には、ついに三つになってしまう。竹中金融担当大臣が〇二年秋に策定した金融再生プログラムの中では、大手銀行の不良債権比率を〇二年三月末の八・四％から今年の三月末までに半減させるという目標を掲げた。この比率は、昨年九月末の段階で四・七％にまで下がった。金融庁が強烈に不良債権処理を推し進めさせた結果だが、このままいけば三月末に三％台になるのではないかという見方もある。

五月末に銀行決算がまとまってみないと何とも言えないが、四％台前半が金融庁の一つのめどとされていて、その達成は視野に入ったと言っていいと思う。大手銀行に関しては監視の目も厳しかったし、ほとんど一年中、金融庁の検査が入っている状態なので健全性もだいぶ向上してきた。

そのメガバンクの健全性に仮に問題があっても、ペイオフは恐らく適用されない。なぜなら大手金融機関は日本経済の根幹を支える決済システムを担っているからだ。ペイオフが解禁されると決済用預金以外保護されないと言ったが、足利銀行に適用された預金保険法一〇二条には「金融システムに甚大な影響を及ぼす場合には預金は全額保護される」という規定がある。メガバンクがつぶれそうになった場合には、恐らく税金を入れて救うことになる。仮にそうなったら日本の経済もかなり大変なことになっているはずで、メガバンクの一角が危ないということになっても一〇二条が適用されて救済されると思う。一千万円以上お持ちの方は、ペイオフ対策として預金は大手金融機関に預けておけば問題はないと思う。

追い込まれる中小・地域金融機関

問題は中小金融機関だ。地方経済が疲弊していて、いいところもあるが、悪いところは本当に悪い。かなりまだら模様になっている。足利銀行は地元の温泉旅館への融資が大きなウエートを占めていたが、足利銀行に公的資金が入り、銀行自身が健全経営に向かっているといっても、その温泉街が急に再生するわけではない。地元経済の低迷を反映して金融機関の経営状態も相当がたがたしているところがあるようだ。

「危ない銀行ランキング」を見ると自己資本比率の低い方から並べてあるが、実際にそういうところは再編の対象になったり、資本調達を自分で新たにしたり、昨年の年末から年明けにかけて動きがあった。昨年の秋に山形で殖産銀行と山形しあわせ銀行の経営統合が発表され、茨城では関東つくば銀行と茨城銀行、和歌山で紀陽銀行と和歌山銀行、山口県と広島県にまたがって山口銀行（かなり優良銀行）が、公的資金が入っているもみじホールディングスと経営統合を視野に資本提携するという発表があって、われわれもちょっと驚いたが、そういう展開も出てきた。

その一方で、自分で資本調達する金融機関も年明けから十行以上出ていてCB（転換社債）とか優先株、いろんな手法でやっている。とにかくペイオフをにらんで、自己資本比率を上げようということで、財務諸表が公開されたとき、その比率があまりにも低いというのは避けたいという意識が働いているようで資本調達が進んでいる。

金融庁もこうなる事態は予想していて、昨年八月に公的資金新法、金融機能強化法を成立させた。経営危機に陥っていなくても、預金保険法一〇二条を発動しなくても、公的資金を注入できる制度だが、申請を検討しているといったところはあるが、具体的に申請した銀行は一行もない。公的資金に対する抵抗感が強いのだと思う。これを申請してしまうと、向こう三年間は金融庁に経営計画を提出して履行状況をチェックされる。計画を下回ったりすると当然ペナルティーが科せられ、行政処分が下される。

さらにある地域金融機関が単独で（公的資金を）入れてくださいと手を挙げた場合は、ものすごく厳しい規定が入っている。こことくっつくから入れてくださいという場合には規定が緩くなるようになっており、明らかに再編しろというメッセージを送っている。それが分かる法律なので申請するには相当抵抗があると思う。

統合が表面化している金融機関のうち、関東つくば銀行と茨城銀行の合併については申請すると言われているが、その他はなるべく申請しないで済む方法はないか模索している段階だと思う。統合を決断した金融機関のどちらか片方、資本増強した銀行については銀行そのものに、金融庁の検査もしくは財務局の検査がその前に入っている。

金融庁が再編しろと言わなくても、「リスク管理できていませんね」「不良債権多いでしょう」とずっと指摘されていて、これを全部処理しようと思ったら当然資本不足に陥る。そういうことで統合や資本増強せざるを得なくなってくる。金融庁が事実上、追い込んでいると言える。

預金者の選別基準

それをやっていると、地域金融機関とか中小金融機関ではペイオフ後も再編の動きがまたどんどん出てくると思う。ペイオフ全面解禁を経て預金者が金利に敏感になり、自分の資産をどうするかを考えるようになったとき、もう一度、金融機関は足元を見て再編に踏み切らなければいけない局面が出てくると思う。

まさに金融機関が選別される時代であり、良くも悪くも預金者は自己責任を問われる時代だ。ただ、特に地方の金融機関はワンマン経営者が多いため、黙っていてはなかなか動かない。金融庁は検査を通じた狙い撃ちをする可能性がある。

金融機関をどうやって選別したらいいか。今のところ中小金融機関から大手金融機関にゴソッと預金が抜けたということはない。これは、日銀も金融庁も認めている。あるアナリストによると、特に金融不安が起きていない中で預金者がペイオフ対策のために決済用預金に預け替えるとか、地方の人が大手銀行に預け替えるような面倒なことはやらない。切羽詰まっていないというわけだ。

ではわれわれはこれに関して全く無関係かというとそうでもない。例えばマンションの管理組合などは数億円単位で修繕積立金を運用しているが、その時たまたま理事長になった人が預けていた金融機関が破たんして、「責任を取れ」と言われても困る。そういうときのために決済用預金に預け替えなければいけないというニーズが出てくるし、地方自治体の公金についても、ある信用金庫だけ、あるいは地方銀行とだけ指定金融機関として付き合っているというケースもある。それだけではペイオフ対策はできないわけで、担当者が頭を悩ませているところだと思う。

金融機関に公的資金を投入して資本増強をした

が、それは返してもらわなければいけない。今まで資本増強のために投入された公的資金は十二兆四千億円に上る。そのうち三兆四千億円は既に返済が始まっていて、九兆円が返済されずに残っている。象徴的なのが、りそな銀行だ。一昨年、約二兆円を注入されて資本増強をして頑張っている最中だ。金融庁は金融システム不安がだいぶ後退しフェーズが変わってきたということで、銀行から株を買い取る形で公的資金を入れているが、その株は国民の財産であるという概念に立ち戻れば、マーケットが良くなれば株を売って利益を国民に還元してくれという論法が成り立つわけで、金融庁はそのガイドライン作りを始めている。

これまで金融機関は自分で判断して返すということだったが、フェーズが変わって、政府が金融機関に返済をお願いすることになってくると思う。それに応じられるのは大手銀行がほとんどで、皆さんがあまり聞いたことがないような銀行に入れている公的資金については、返す計画は出しているが、本当に返せるかどうかは今の段階では分からない。従って、返しにくい銀行にとってはますます経営監視が強まって苦しくなっていく。その結果、また再編、統合に踏み切らざるを得ない。ここにも金融庁のプレッシャーがある。

金融庁が目指しているもの

金融庁は金融界の変化にどう対応すべきか。今考えているところだと思うが、不良債権処理をがんがん進めるという金融危機対応の行政から平時の金融対応、凪（なぎ）いでいる状態でどういう対応をしたらいいかということで、昨年の年末に金融改革プログラムを作って、何をいつやるかという工程表を発表した。彼らが打ち出したのは預金者保護と規制緩和の二点。業界の垣根を取っ払うための規制緩和、預金者とか利用者にとっては訳が分からない保険商品とか金融商品が出てきてしまうので、そういうものを契約者が分かるように保護するために契約者保護法制を整備する。

その一方で金融機関の経営危機が生じたとき、すぐに対応しないと大変な事態になってしまう。一回ペイオフをやってしまうと、預けておいた金がなくなるとか、そういう被害者がたくさんいるともものすごい動揺が広がる。金融庁として、そういう不安は取り除かなければいけない。規制緩和や契約者保護をする一方で、もっと具合の悪い金融機関に対しては強気で対応しないといけない。

今、金融庁は、事前に健全性を把握するシステムを導入すると言っている。中小・地域金融機関に対する経営監視ということで金融機関の行動計画の中でも手かせ足かせをはめるし、検査官も相当増やした。これだけ国家公務員のリストラが進んでいる中で、九八年に発足したときは四百人だった金融庁が、いま千二百人に増えている。ほとんどが検査分野の人たちで中小・地域金融機関を中心に経営基盤が脆弱（ぜいじゃく）なところに向かってぎりぎりとやっている。

金融庁はどうするのか、これから何をするのか。私の個人的な意見ではペイオフはあると思う。健全性に問題がある金融機関はあるし、そこに対しては一種見せしめみたいな形でペイオフの発動はあると思う。ただし、預金者に広範に影響が出ては困るわけで、ものすごい小さな金融機関が狙い撃ちされるのではないか。かつて預金者が極めて少ない信用組合が経営破たんしたことがあった。当然、預金は全額保護されたが、ある財務官僚は「あのときペイオフをやればよかった」とつぶやいたことがある。役所としては「ペイオフはやりました」という実績が残る。

ペイオフを今やったら大変な騒ぎになってしまうからしばらくないと思うが、いずれ狙い撃ちされる金融機関が出てくると思う。ペイオフが発動された場合、経営者は刑事責任を問われるから、何とかその前に手を打って生き残りの道を探らなければいけないということになる。金融庁もそういう効果を狙って、公的資金新法、これはまだ一度も使われていないと言ったが、今後そこに追い込まれていく可能性は十分ある。

その結果、金融機関が申請して金融庁の管理下に事実上置かれて、「健全化させられていく」という展開はあると思っている。ただ、あっても小規模だろう。どうしようもなくてでかいところをつぶすとしたら、それは完全に行政のミスになるから、役人はそういうことは絶対にやらない。

（本稿は三月二十九日、同盟クラブで行われた講演から一部を要約した）

「政と官」は変わったか
小泉改革の「中間決算」をみる

栗原　猛
（同盟クラブ会員）

郵政民営化をめぐる動きがヤマ場を迎えている。支持率の不振もあってか、このところの小泉純一郎首相からは「自民党をぶっ壊す」と言って登場したころの覇気が感じられない。が、こと日本の百年を考えると、構造改革はさらに各分野でピッチを上げて続けられなければならない。

イタリアより悪い財政事情

今なぜ改革が必要なのか、日本の財政をみると一目瞭然である。二〇〇五年度予算の総額は八十二兆一千八百億円だ。この内訳を見ると、税収は四十四兆百億円なので、残る三十八兆一千七百億円は国債を発行、つまり借金をして賄っていることになる。いま郵政改革で焦点になっている郵便貯金、簡易保険、そして年金の積立金などが主な借金先である。この国債はこのところ毎年発行しているから、これを合計すると五百三十八兆円（国と地方を合わせると七百七十四兆円。これに特殊法人の財源を調達する財投債などを含めると九百兆円）に達する。借金をすると利息を払わなければならないが、予算総額八十二兆一千八百億円のうち十八兆四千億円が利息に回っている。

しかも来年には国債の合計は一千兆円に達する、と財務省は早々と公表している。この国債をGDP比で欧米各国と比べてみると、米国は六〇％、英国は四九％、ドイツは六三％で、平均は六〇％だ。ところが日本は一三一％と飛び抜けて高い。

これまで先進諸国ではイタリアが一番悪い財政事情にあると言われていたが、そのイタリアはECに入る条件をクリアするために猛烈な財政改革を行い、その結果、一二〇％を超えていた国債を、一〇〇％まで下げるという荒療治をした。日本の状況はイタリアよりも悪いことになる。

借金が一千兆円を超えたらスタンダード・アンド・プアーズ社などの格付け機関は、どういう判断をし評価するか。果たしてそれだけで済むのかどうか。優秀であるはずの政治家や官僚がついているのに、どうして日本の財政は先進国で最悪の事態になったのだろうか。

小泉首相が改革の最初の課題として、新規国債発行の「三十兆円枠堅持」を掲げたことはまだ記憶に新しい。二〇〇五年度予算に当てはめてみると、「三十兆円枠堅持」ということは今年度の国債発行額である三十八兆一千七百億円から「三十兆円」を引いた八兆一千七百億円ぐらいは何とか行政経費を削減したり、公共事業などをスリム化して減らすという意味だった。ところが、〇二年度の当初予算は「三十兆円」に抑えたものの、補正予算ではこれを突破、〇三年度では当初予算から三十六兆四千四百五十億円と膨らみ、以後一度も「三十兆円枠」は守られていない。

国債発行額を見る限り、小泉改革の成果は上がっているとは言えないのである。

小泉首相は国会で野党に追及されて、苦し紛れに「そんな約束が守れなかったからといって大した問題じゃない」と啖呵を切った。民主党は首相のけんまくに気押されたのかそれ以上追及はしなかったが、事の重大性から言うと食言ものである。野党はもっと怒っていい場面だ。

国の予算には一般会計予算のほかに特別会計予算があるが、実はこれも火の車である。特別会計予算とは国が特定の事業を営んだり、特定の資金を運用する場合などに用いられる会計予算のことで、現在、「保険事業特別会計」「公共事業特別会計」など三十一の会計予算があり、その額は何と四百十二兆円にも及んでいる。一般会計予算よりも特別会計予算の額がはるかに大きい。

特別会計予算は一般会計予算の赤字につながるようなものをつけ回したり、また各省庁の縦割りの中で管理運営されているので、財政学者からは「既得権化されている」と指摘されている。国会では一般会計予算ばかり議論されるが、特別会計予算についてもじっくり論議する必要がある。

最大の抵抗勢力は霞が関

二〇〇〇年度の会計検査院の検査報告では住宅金融公庫、道路公団、公営企業金融公庫など七十八の特殊法人の債務は何と三百六兆円にも達していた。特殊法人の運営に充てられている原資は、郵便貯金や簡易保険からの三百五十兆円と、年金積立金の百四十兆円などである。既に明らかになっているものでは、年金の積立金で作られた全国に十三カ所ある大規模保養施設グリーンピアは、すべて倒産、十五年間に一兆七千億円もの損失を出している。年金積立金は不動産や株などで運用され、その損失は公表されただけで五兆円と言われる。

特殊法人は運営が非効率的で経理がずさんであること、所管官庁の天下り先になっているなどの問題点が指摘されているところだ。

これらの特殊法人は「廃止か民営化」する方向で効率化と改革方針を打ち出しているが、年金の一元化をめぐる与野党の論議を聞いていると、少子高齢化による「給付減と負担増」の議論ばかりに焦点が当たっている感じだ。国民に負担増を求めるのなら、まず特殊法人の運営や経理の実態をオープンにして、年金積立金や簡保、郵貯の使途をはっきりさせることが大事ではなかろうか。

小泉内閣が最近まで高い支持率を維持していたのは、特殊法人のずさんな郵貯や年金積立金の使い方に大なたを振るってほしいという国民の期待があったからだと思われる。

鳴り物入りで取り組んだ日本道路公団の改革は、「官から民」にして、四十兆円もの巨大な借金を減らし、経営を効率化することにあったが、整備計画路線の未着工の約二千キロの建設は、国土交通省と民営化会社の協議で進められる。「民営化」の名は小泉首相がとったものの、「高速道路の建設」（九千三百四十二キロ）の実は自民党道路族や官僚側が確保し、天下りも依然続いている。

三位一体の改革は、政府が地方自治体に配分している補助金や地方交付税交付金を減らす代わりに、税源を地方に移すことで、地方分権を推進することが眼目だった。現在、地方自治体は歳入のうち七割は地方交付税交付金（〇四年度予算では十七兆円）や補助金・負担金など国からの交付に頼らざるを得ない仕組みになっている。地方自治体の議会が議論できる分野はほんのわずかだ。つまり各省庁は補助金などのひもを緩めたり締めたりして、地方をコントロールするシステムは残ったままである。小泉改革では、補助金はひも付きでない使い道自由なものに変えていくことが目的であったはずである。

税源の移譲も地域ごとにばらつきのある酒税や税額の少ないタバコ税ではなく、所得税や消費税などの基幹税を移すなど根本策が求められるところだ。小泉改革は不良債権処理、外務省改革、日本道路公団、三位一体の改革と進められているが、後戻りしないようウオッチしていかなければならないだろう。

官僚はなぜ補助金の削減や権限の移譲に反対するのだろうか。それは省庁の各局各課の行政事務の多くは、補助事業や許認可事業にかかわる事務だからである。許認可事務が地方自治体に移されると、中央官庁の権限が弱まるだけでなく、「今の中央官庁の役人の三分の二は必要なくなる」（自治省出身議員）と言われる。

もう一つは現在の人事システムの在り方だ。国家公務員の場合、五十歳を過ぎると、同期一人を残して順次勇退していくという慣行がある。だが民間会社はそう天下りばかりを受け入れられないので、受け入れ先として公団、公社、事業団などの特殊法人が次々につくられるという経緯があった。仕事があって公団、公社などをつくるのではなく、人事システムが機能するように天下り先がつくられたのである。効率とか採算とかはあまり意識されなかった。

そして、行政改革となると猛反対が起きる。官僚のあるOB氏によると、抵抗にはこういうのがあるという。例えば、小泉改革の司令塔になっている経済財政諮問会議の竹中平蔵金融経済財政相から資料やデータなどの提出を求められると、「調査中です」といって時間を稼ぐ。催促されると専門家しか分からないような専門用語をふんだんに使った資料を提出する。一方、審議会の委員などには答申を骨抜きにするように働き掛けたり、最後には自民党の有力議員に応援を頼むなどの方法がとられるという。

田中真紀子外相時代に、外務省の機密費問題が国会を揺るがすほどの大騒ぎになったことは記憶に新しい。この事件に絡んで鈴木宗男議員（当時）が進めたとされる北方領土二島先行返還が焦点になったが、この時外務省幹部しか知らないはずの鈴木氏にかかわる機密資料が、民主、共産両党の国会議員に郵送されるという事件があった。しかも、この資料は鈴木氏に不利になるよう一部改ざんされていたという。鈴木議員を国会で追及してほしいという思惑で郵送したのではないかと思われるが、機密資料を持ち出して都合の悪い人物を攻撃するという高等戦術も使えるのである。

焦点の郵政民営化に関連して、ある官僚は「首相官邸が改革で何と言ってきても、こっちは自民党の族議員と長年の関係がありますから」と言っている。官僚は情報を握っており、各省庁の背後には族議員という応援団が付いているから、政権の基盤を揺さぶるような抵抗もできるのである。

政官攻防史に詳しい金子仁洋桐蔭横浜大教授は「戦後の行政改革が成果を上げられなかったのは官僚の反対があったからだ」と指摘する。小泉改革に反対するのは族議員ばかりでなく、官僚も大きな抵抗勢力だったのである。小泉首相は官邸機能の強化とか首相主導を掲げるのならば、こういう場面にこそリーダーシップを発揮しなければならないと思われる。

財務省出身のある自民党議員の計算によると、「税収（国税と地方税）に対する公務員の人件費比率は五〇％」になっているという。わが国の税収は国と地方を合わせると八十兆円だから、ざっと四十兆円が公務員の給与という計算になる。国家公務員と地方公務員を合わせると四百三十二万人だ。これに公団、公社、独立行政法人など準公務員を含めると五百五十万人になる。

かつて国鉄が倒産寸前のころの事業収益に対する人件費比率は五三％だった。いまやその状態に近づきつつある。人件費が高すぎるのか、公務員が多すぎるのか、このままでは日本は「人件費倒産」になりかねない。

改革の司令塔になっている経済財政諮問会議は改革の総仕上げでは、公務員の総人件費の削減、政府系金融機関の統廃合など、「官の聖域」にメスを入れるという。財務省などの抵抗の強い日本政策投資銀行や国民生活金融公庫などの改革に重い腰を上げ掛けたのは、財政再建のために増税、負担増路線が避けて通れない状況になる中で、官のリストラや歳出削減が進んでいないとの批判が強まっているからであろう。

改革の締めくくりは大増税路線

財務省のある高官が「『（小泉首相が）任期中は消費税を上げない』というのは、消費税にさえ手を付けなければ何をやってもいいという意味に理解しています」と、事もなげに言っている。昨今のサラリーマンの生活を振り返ってみると、昨年四月からは医療費が二〇％から三〇％に負担増になり、国民年金が〇・九％引き下げられ、雇用保険も下げられた。介護保険料は値上げされている。そして〇五年度政府税制調査会は、所得税と個人住民税の定率減税五割縮小を打ち出した。〇五年度予算では国立大学の授業料の値上げ、住宅金融公庫の融資縮小、介護施設利用の自己負担増、自賠責保険料の値上げなど、ここにきて値上げラッシュである。

〇六年度政府税調では、定率減税の全廃を議論する。同時に所得税の全面見直しが始まる。そして〇七年度税調からはいよいよ消費税の引き上げがテーマになる。銀行貯金の利息は限りなくゼロに近いが、まだ八兆円以上もの国民の税金が不良債権を処理中の大手銀行を支えているのである。

増税路線をだめ押しするように、財務大臣の諮問機関である財政制度審議会は、赤字財政を放置すると、十年後には「一般歳出の三分の一削減か、消費税率の二一％引き上げ」のいずれかが必要になると、アドバルーンを上げた。小泉流のパフォーマンスに目を奪われている間に、増税路線が敷かれつつあったのだ。政も官も財政破たんが責任問題に発展しないうちに急ぎ増税路線を敷こうとしているのではないか。繰り返しになるが、国民に「痛み」や「負担」を強いようとするなら小泉首相はその前にやることがある。なぜ財政を「日本沈没」と言われるほど悪くしてしまったのか。原因と実態をオープンにして、反省を踏まえて責任をはっきりさせることが、政治の信頼を回復する上で一番大事なことだと思われる。

芸能人のプライバシー権とパブリシティー権
マスメディア関連の裁判を見る（10）

（東京地裁　平成一四（ワ）二七四二七号
＝損害賠償請求事件、判例時報一八七九号）

佐藤英雄

芸能人を写した読者投稿写真の雑誌掲載は、その芸能人のプライバシーやパブリシティー権を侵害するかどうかが争われた損害賠償請求訴訟で、東京地裁（市川正巳裁判長）は平成十六年七月十四日、「モーニング娘。」ら総数十六人中十人のプライバシー権侵害を認め、雑誌の出版社と発行責任者らに総額約千二百四十万円（請求総額は約八千七百万円）の支払いを命じた。十二人が請求したパブリシティー権侵害による賠償は、いずれも認めなかった。

アイドル写真の投稿などで雑誌を発行

原告はタレントの深田恭子、優香、藤原紀香ら九人と「モーニング娘。」の後藤真希ら七人。被告は雑誌「ブブカスペシャル7」を発行した㈱コアマガジンと代表取締役ら四人。

「ブブカスペシャル7」は、「アイドル投稿ページを常設中。イベント、通学、プライベート何でもOK、投稿お待ちします」などと読者の投稿写真を募集したほか、タレントの追っかけカメラマンから写真を買い受けるなどして写真を集め、掲載した。

その写真は、①芸能人になる前の姿②路上を通行中の姿③通学中の制服姿を撮影したものと、④実家の所在地情報の記述と写真――など。

原告らによると、通行中の姿などは、一般人の感受性を基準としてその公開を欲しない事柄である。また、卒業アルバムは、一般の人々には広く知られているとは言えず、原告らはこの公表により精神的苦痛を被った。この写真を公表した被告らの行為は、原告のプライバシー権（肖像）を侵害する。

実家の所在地等に関する写真と記述が公表されると、ファンやいわゆる「追っかけ」が実家の所在地を突き止めて押しかける事態が生じ、原告の平穏な私生活が脅かされることになるのは明らか。また、元実家の外観写真は、原告の生活水準等が明らかになるから、公開を欲しない事柄であり、被告らの行為は、原告のプライバシー権（個人情報）を侵害する。

第三者が著名人のパブリシティー価値を無断で商業的に使用した場合に、パブリシティー権の侵害になる。氏名、肖像等の使用が商業的使用に当たると言うためには、直接ないし間接に利益を出すつもりで行っていたことであれば足りる。被告らが原告の写真を雑誌に掲載したのは、収支相償うことを予定して商業的に利用したものである。

雑誌の表表紙に原告ら芸能人の写真の占める割合は三分の二を超える。表紙を除く全百十二ページのうち九ページを除くすべてに芸能人の写真が掲載されている。仮にパブリシティー権の要件として、その使用が著名人の顧客吸引力に着目し、専らその利用を目的とするものでなければならないと解した場合であっても、その要件は満たしているなどと主張した。

「出版、報道の自由」と反論

これに対して雑誌を発行した被告らは、プライバシー権侵害について、芸能人は容ぼうが広く知られることによってその評価が高められることから、その氏名、肖像が広く社会に公表されることを希望、意欲しているものと認められる。写真は、一般人の感受性を基準として公開を欲しない写真であるとは認められない。実家の所在地等の写真は、最寄り駅の駅ビル名称を消す処理を施し、読者が実家を探し出すことができないように配慮している。元実家については、現在居住していないから、ともに公表されることによって原告の私生活の平穏が脅かされることはない。

現代社会においては、著名人が著名性を獲得するに当たってはマスメディア等による紹介などが大きくあずかって力となっていることを否定する

ことができない。マスメディア等による著名人の紹介などは本来言論、出版、報道の自由として保障される。著名人の紹介等がパブリシティー権侵害になるのは、その使用がその著名人の顧客吸引力に着目し、専らその利益を目的とする場合に限られる。

本件雑誌は、アイドルを主とする芸能人の私服姿、制服姿および魅力的な姿を撮影した写真ならびにアイドルの趣味、出身および日常生活を知ることのできる写真および情報などを掲載して紹介。一般の人々の芸能人の全人格的事項に対する強い関心を精神的に満足させ、楽しませることを目的とする娯楽雑誌であるなどと反論した。

「人混み」でも特定できる写真は「侵害」

これに対する裁判所の判断要旨は、次の通り。

【プライバシー権（肖像）】①芸能人の仕事にとってその容ぼうが重要であることから、芸能人となる前の姿を撮影した写真を当該芸能人の承諾なしに雑誌等に掲載することがプライバシー権（肖像）侵害にならないと解することはできない。

②小学校時代の限られた範囲に配付された卒業アルバムが本件雑誌に掲載されることにより、その範囲を超えて一般読者に知られることになり、新たな利益侵害が生じることは明らかである。

③被告らは公共の場所（街頭、空港等）で一般人が通常とっている行動であれば侵害に当たらないと主張する。しかし、羽田空港で原告らを撮影した写真は、年末の帰省時期に人混みを流すように撮影したものではない。原告らに焦点を当て特定できるように撮影したものであるから、通常一般人の常識的理解として公開を許容しているものとは、到底認められない。

④芸能人らが私生活の面も大衆に公開し、それによって人気を惹起（じゃっき）し、継続させている実態が考えられないではない。しかし、そのような私生活の公開は、あくまで当該芸能人らの承諾の下に行われているものである。自己の人気惹起のためにマスコミを利用した以上、今度は芸能人らの同意がなくてもそのプライバシーを侵害してもよいと考えることはできない。

⑤芸能活動の結果、一部のファンらがテレビや舞台における仕事上の姿だけでなく、私生活についても多大な関心を持つようになることも大いに想定することができる。この実態から、芸能人になった以上、それとセットでプライバシーの侵害を甘受しなければならないと考えることは、論理の飛躍がある。（大衆の関心事の報道は許されるべきとする）被告らの主張は、例えば、舞台の上の芸だけで自己の人気を獲得することを考える芸能人らの存在を一切否定するものであり、到底採用することはできない。

【プライバシー権（個人情報）】①駅前の風景や駅ビルの周りのビルの看板などは、そのまま写っているから同駅を利用したことのある者は、どの駅が撮影されたものか容易に知ることができる。実家の最寄り駅が判明すると原告の実家の所在地を容易に突き止めることができること、その結果、ファンらによって、同原告や家族の平穏な私生活が脅かされる恐れがあるから、最寄り駅の情報は、一般人の感性を基準として他人への公開を欲しない事柄であり、その公表により原告が不快、不安の念を覚えたことが認められる。

実家の所在地を知られないようにすることは、原告がストーカー被害を回避する上で極めて重要なことである。ただし、駅ビルの名前を消す配慮がされたため、写真がどの駅を撮影したものか知ることができる者は、かなり限定される。

②原告の元実家の最寄り駅や元実家の外観が一般の人々に公開されると、それをきっかけに、原告の現在の住所を探られたり、元々の生活ぶりを知られることになるため、その情報により、原告が不快、不安の念を覚えたことが認められる。

モデル料はパブリシティー権の要件か

【パブリシティー権】原告ら（六人）は、女性アイドルとして、その容ぼうの美しさを魅力の一つとして活動している者であるから、容ぼうの一部である脇の下について論評されることや、そのような記事の一部として自らの写真が掲載されること自体は容認される立場にある。写真はやや品位に欠ける面があるにしても、脇の下の美しさについて論評する記事の一部であり、その枚数や大きさも、その記事に必要な範囲を超えるものではないから、顧客吸引力に着目し、専らその利用を目的とするものであるとは認められない。

その一方で文章部分は極めて少なく、①四枚の写真を見開き二頁で使用②六枚の写真を見開き二頁で使用したもの――などは、モデル料などが通常支払われるべき週刊誌などにおけるグラビア写真としての利用に比肩すべき程度に達している。従って、被告の行為は原告のパブリシティー権を侵害したものであるとするなど、写真の内容によって判断を分けている。

しかし、「本件雑誌が出版された平成十四年六月当時、そもそも制定法の根拠を欠くパブリシティー権を認めることができるか否か自体について議論があり、パブリシティー権侵害を認めた裁判例は、すべて芸能人の氏名や肖像を広告又はカレンダー等の商品に付して利用したというものであり」、「本件のように芸能人の私生活を取り上げる記事のなかでどの程度写真を利用するとパブリシティー権侵害となるかが正面から争われ、パブリシティー権侵害が認定された事例はなかったことが認められる」。従って、被告には、「違法性の認識可能性がなかったものであり、有責性に欠くものといわざるを得ない」とした上で、藤原紀香ら十人（一部プライバシー侵害を請求した原告と重複）の請求を退けた。

パブリシティー権は顧客吸引力利用が要件

プライバシー権とパブリシティー権の双方の権利侵害を訴えた裁判では、中田英寿選手の生い立ち本事件（東京地裁平成十二年二月二十九日判決、判例時報一七一五号）がある。写真も豊富に使用したものだが、プライバシー権侵害は認められなかった。プライバシー権は裁判例が累積しており、攻める側も判断を示す側もぶれが少ない。しかし、パブリシティー権は裁判例が少ないこともあるが、多少の混乱が見られる。

プライバシーの権利は、小説「宴のあと」事件で、東京地裁（昭和三十九年九月二十八日判決、判例時報三八五号）がそれを、「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」と判示し、定着した。プライバシーのなかの肖像権は京都府学連デモ事件で、最高裁大法廷（昭和四十四年十二月二十四日判決）が「これを肖像権と称するかどうかは別として」と前置きがあるが、「何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう、姿態を撮影されない自由を有する」と認めた。

この「みだりに」の要件について、「プライバシー侵害と民事責任」（竹田稔著、判例時報社刊）は、私的生活領域での写真撮影・掲載はすべて「みだり」に該当し、公的生活領域では、一般人の感受性を基準としてそれを好まない形態での容ぼう・姿態の撮影・掲載は「みだりに」に該当し、心理的負担を覚えない形態での写真撮影・掲載は「みだりに」に該当しないとしている。

肖像権侵害と表現の自由の関係について、①表現行為が社会の正当な関心事であって、②その表現内容、表現方法が不当なものでない場合は、当該表現行為の違法性は阻却される。被告は、抗弁の中で、「芸能人の珍しい写真、私服姿の写真などや趣味、さらに服装や帽子などの持ち物は、社会の正当な関心事であり、そのような報道は許されるべきである」と主張したが、認められなかった。

一方、パブリシティー権は、著名人の顧客吸引力を営利目的で利用する権利で、広告目的の無断利用が権利侵害として米国で発祥した。日本国内でもパブリシティー権侵害は、過去の裁判例がすべて芸能人の氏名や肖像を広告等の商品に付したもの（王貞治メダル事件ほか）か、カレンダーで販売した（おニャン子クラブ事件ほか）ものなどだ。従って、今回の判決では、前例がないとして請求棄却とした。しかし、個別案件に対する判断では、四枚と六枚の写真を、それぞれ見開き二頁に掲載した二件については、グラビア雑誌でモデル料が支払われる利用に比肩するとしてパブリシティー権を違法に侵害したものと断定している。芸能人のグラビア使用は、本業であるモデル料請求でこと足りる。単なる不払い問題であろう。商品等に付した営利を目的とするパブリシティー権侵害とは違うのではないか。それに、雑誌の中での利用となれば、表現の自由との兼ね合いもある。

同じような例では、グループの写真を多数掲載した単行本を発行したキング・クリムゾン事件（東京高裁平成十一年二月二十四日判決、判例集未登載）では、パブリシティー価値の利用を目的とした出版ではないとし、一審判決を破棄し、請求を棄却している。

（朝日新聞社社友）

海外情報

新聞社の合併・買収容易に

プレス合併規制法が独議会通過

ドイツで三月十一日、新聞社の合併や買収に対する規制を大幅に緩和する「プレス合併規制法」が、一年半にわたる関係組織や国会での議論の後、連邦議会を通過した。

ドイツでプレスの合併を規制する法律は、一九七六年に登場した。従来から存続したカルテル規制法の中に、七三年、企業一般の合併に関する規定が盛り込まれ、さらに七六年になって、プレスに特化した条文が加えられた。従って今回の合併規制法は、カルテル規制法の一部としての七六年規定の改正という位置付けになる。

ヴォルフガング・クレメント経済相により、この法案が提出された背景にあったのは、二〇〇二年ごろからドイツの新聞界を襲った不況の嵐である。代表的な新聞社が軒並み赤字を出し、リストラに踏み切るなどの対応を強いられ、中には「フランクフルター・ルントシャウ」のように身売りする新聞社も現れた。こうした事態への対応として、新聞社間の合併・買収を容易にし、新聞社の倒産などを防ごうというのが法案の狙いであった。その主要内容は次のようなものであった。

一、たとえ結果として市場独占的な立場を占めるとしても、新聞社同士が広告、印刷、販売、経営管理の領域で共同運営を行うことができる。しかし、編集部門を合体することはできない。この共同運営の前提には、当該の新聞社が経営的危機にあり、この共同運営によって救済されるとの条件が必要である。経営的危機とは、新聞社が三年続けて広告収入を失い続け、総収入が平均に達しなくなった状態を意味する。

二、年間収入が二百万ユーロまでの新聞社に対する買収は、元の経営者か第三者が株の二五％以上を保持し、紙名も存続するならば、カルテル庁への届けを必要とせず、自由に行うことができる。

三、合併による収入合計が五千万ユーロ未満にとどまる場合は、カルテル庁の審査を必要とせず、合併することができる。

ドイツ新聞発行者協会は、自由な合併の上限を一千万ユーロとするよう早くから要望してきたが、提示された法案には「政治の勇気ある一歩」と呼んで賛意を示した。

しかし、この法案に反対する声も少なくなかった。野党が多数を占める参議院は「この法案は事実上、プレスの合併規制を廃止してしまうに等しい」と批判し、プレスの合併規制は現在のままで適切だと述べる。独立の組織である独占委員会の委員長も、「法案に期待されるのは、ジャーナリズム的多様性の保持だが、この法案は憲法違反とは言えないものの、そのようには機能しない」と指摘する。

こうした反対論に対し政府は、「この法案は多くの新聞社の生存を確保するために有効な道具だ」と主張する。インターネット事業者ヤフーが提供している「ヤフー・ニュース」も「野党が支配する上院はこの法案を葬ってしまうと脅かしているが、大西洋の向こうの国の経験では、こうした措置が危機に陥った編集局を救ってきたという証拠がある」と指摘。議論の中で、連立政府は〇五年二月十五日、当初の法案を修正することに合意した。

それによれば、印刷、広告、販売の部門における共同運営は、たとえ競争を阻害するとしても可能だが、カルテル庁に申請して認可を受けた場合に限られる。一つの共同運営には五紙までしか参加できない。その上に、この共同運営規定は五年間のみ有効で、これを延長するには議会で改めて承認する必要がある。

この規定についてフランスの「フィガロ」は、カルテル庁が承認するならば、理論的には、アクセル・シュプリンガー、ホルツブリンク、グルナー・ヤール、WAZ、デュモン・シャウベルクの五大新聞グループが協力して、広告や販売を担当する共同組織を設立することができることになると指摘する。連邦議会はこれを承認したが、参議院で多数を占める野党のキリスト教民主同盟は、なおも両院の議員で構成する調整委員会に持ち込むと主張している。議論はまだ続くようである。

（広瀬　英彦＝東洋大学名誉教授）

9年がかりでシルクロード踏破
尺取り虫で1万余キロ、念願果たす

増山榮太郎
（政治評論家、時事通信社OB）

大雁塔でビールの乾杯

私は昨年十月、中国西安へ四日間の旅に出掛けた。この旅は私にとって特別に意味のあるものだった。なぜなら、九年続いた私のシルクロードの旅は、ここ西安で一応終止符が打たれるからだ。

私がシルクロードの旅を始めたのは九年前、六十五歳の時だ。日常の仕事から解放され、やっと念願の旅へ出られる時間的余裕ができたからだった。と言っても、年に一回か二回、しかも一回の旅程はせいぜい十日間程度だった。シルクロードの東の出発点西安（昔の長安）から西の到達点ローマまで気の遠くなるはるかな道のりである。それを点線に例えるならば、辛抱強く実線に塗りつぶしていくような旅だった。あたかも尺取り虫のようにのろのろと、お遍路さんのようにひたすらに、そんな旅の繰り返しだった。九年たって、気が付いたら西安からローマまで、シルクロード一万余キロを踏破したことになる。

ところで、私はシルクロード旅を始めるに当たってひそかに心で決めたことがあった。それはシルクロードの全行程を踏破したとき、西安で喜びの祝杯を挙げようということだった。それもシルクロード旅の先覚者玄奘法師（六〇二―六六四）ゆかりの大雁塔で。

七世紀、中国が生んだ偉大な求法僧玄奘は、真の仏教を求めて入竺（インド入り）し、貴重な経典を持ち帰った。帰国後は、心血を注いで経典翻訳に従事した。その経典が収蔵されたのが大雁塔である。唐の三代皇帝・高宗によって建立された。高さ六十四メートル七層の高塔だ。

私は、参観者でごった返す塔内の螺旋状の階段二百四十七段を一気に駆け上がった。最上階には、東西南北に向けて四角ののぞき穴がある。西方に向いたのぞき穴に首を突っ込んだ。日は西に傾きかけていた。逆光がまぶしい。西安市の街路が西に向かって一直線に延びている。

「もっと晴れていたらローマが見えるよ」

現地ガイドが笑わせる。そうだ、この道ははるかローマにまで通じているのだ。ビルが林立する地平線上はスモッグで煙っている。もちろん、ローマは見えない。サン・ピエトロ寺院が蜃気楼のように浮かび上がって見えたのは錯覚だったか。

私は早速、市場で買い求めた缶ビールの栓を抜いた。よく冷えたビールがのどを潤す。私は心の中で叫んだ。

「やったぜ！　シルクロード踏破を！」

なぜ、シルクロードなのか

「なぜ、シルクロードにひかれるのか」と、よく人に聞かれる。確かに政治記者を長年やり、今も政治評論を生業としている人間が、畑違いのシルクロードに熱中するのは意外に見られるようだ。しかし、人間には幼少のころから秘めたる思いがある。私にとってシルクロードがそうだった。

まず最初にひかれたのは、漫画や映画でなじみのある『西遊記』だった。恐らく誰でもそうだったと思うが、インドへ仏典を求めて旅を続ける三蔵法師、法師を護衛する孫悟空、沙悟浄、猪八戒の異形の動物たち。その一行を魔物や妖怪が次々と襲いかかり、邪魔だてする。ハラハラドキドキだが、これに護衛役が立ち向かう。特にキン斗雲に乗って自由に空を駆けめぐる孫悟空の大立ち回

大雁塔（中国・西安）

タクラマカン砂漠（ホータン近郊）

りには胸を躍らせたものだ。

まさに魔界だ。そんな世界が、この世にあろうはずがない、作者が頭の中で描いた空想の世界に違いないと誰しも思う。だが、そうでない。実は魔界は存在するのだ。シルクロードとは、今なお人々をひき付けてやまない魔界なのだ。それに気付いたのは後になってからだ。例えば三蔵法師のモデルが玄奘であることは周知の事実だ。孫悟空にもモデルがいる。しかも、肝心の長編小説『西遊記』も玄奘が記録した『大唐西域記』を下敷きにしたものだ。

『西域記』には、十六年間に及ぶインドへの旅の往還の記録が克明にしたためられている。その足跡は、中国長安（現在の西安）を振り出しにタクラマカン砂漠、天山山脈、現在の中央アジア諸国、アフガニスタン、パキスタン、インド、パミール高原にも及んでいる。まさにシルクロード旅の先駆者である。その記録は、正確さにおいて今日でも十分読むに耐え得る。また、旅先で集めた魔物や妖怪変化の伝説、寓話（ぐうわ）なども数多く紹介している。そのことが『西遊記』の作者の空想を刺激したことは間違いない。

『西遊記』によって触発された私のシルクロード熱は、井上靖の西域ものやスタィン、ヘディンらの探検記を読みあさるうちにいやが上にも高まった。しかし、通信社記者になり、最も忙しい政治部記者になってから夜討ち朝駆けの毎日、シルクロードどころではなかった。それでも機会を見ては、シルクロード関連の書物や資料の収集に努め、ひそかに旅への思いを胸に温めていた。

65歳からの遅い旅立ち

私が初めてシルクロードへの旅に参加したのは一九九五年七月、ある旅行会社が企画した「タクラマカン砂漠一周バスツアー」（全日程十五日間）。既に六十五歳、遅い旅立ちだった。

最初の旅にタクラマカン砂漠を選んだのは、前述のようにシルクロードの起点西安を最後まで空白地として残しておきたかったからだ。と同時に砂漠への憧憬（しょうけい）に近い思い入れがあった。それは若いときに読んだ次の文章が脳裏から離れなかったからだ。

空に飛鳥なく、地に走獣なし、
人骨、獣骨を以て、
行路の標識とするのみ。

（『法顕伝』より）

東晋の僧、法顕（三三七―四二二）もまた入竺の求法僧だ。玄奘からさかのぼること約二百年前にインドを訪れている。その苦難の旅の記録をしたためたのが『法顕伝』だ。法顕はインドへ入る前にタクラマカン砂漠周辺を西行した。特に砂漠

燃え立つ火焔山（中国・新疆ウイグル自治区、トルファン近郊）

東端の流砂地帯（桜蘭周辺）での行路は難渋を極めた。その思いをつづったのが前出の文章だ。

砂漠はシルクロードとは切っても切れない関係がある。童謡にも歌われている。ある意味で砂漠とラクダはシルクロードの原風景である。それにしても、空に飛ぶ鳥もいない、地面に走る獣もいない。あるのは行き倒れの人骨とラクダの骨ばかり。それを道しるべにする砂漠とは一体、どんなところか。そんな思いが、私が最初のシルクロード旅にタクラマカン砂漠を選んだ理由でもある。

それはまさに息をのむ美しさだった。中国新疆ウイグル自治区の西端カシュガルからホータンへ通ずる道の途中で見たタクラマカン砂漠の風景だ。

七月の太陽の下、寄せくる波濤のように砂丘は盛り上がり、うねりながら果てしなく続く。手に取れば微細な砂粒が手のひらからこぼれ落ちる。時々、風が砂丘を過ぎる。そのたびに小さな竜巻が砂を巻き上げながら砂面をくるくると走る。

タクラマカンとは、現地語で一度入ったら二度と出られないという意味だそうだ。まさに『法顕伝』が記した荒漠とした風景が眼前に広がる。それを「美しい」と表現するのはいささか不謹慎だが、やはり美しい。私は、われを忘れてしばし灼熱の砂漠を見入っていた。

シルクロードは魔界

魔物や妖怪変化が出没する『西遊記』の世界を私は魔界にたとえた。もちろん、空想、物語の世界だ。だが、実際シルクロードに足を踏み入れてみて、ここはまさしく魔界だと思うようになった。

例えば『西遊記』に火焔山の話が出てくる。

三蔵法師「ちと、おたずねしますが、ご当地は秋だというのに、どうしてこんなに暑いのでしょう」

老人「この地は火焔山と申してな、春も秋もござらぬ。四季を通じて暑いのですじゃ」

（『西遊記』岩波文庫版より）

にわかに熱風が吹き出し三蔵法師一行の行く手を阻む。どうやら火焔山の主、羅刹女が、巨大な芭蕉扇で熱風や冷風を意のままに吹かせていることが分かる。それから悟空と羅刹女との壮絶な戦いが始まる。

一九九五年の新疆ウイグル自治区の旅で、トルハン近郊にこの山が現存しているのを見てびっくりした。全山が赤銅色に包まれ、草木一本も生えていない。岩肌は無数の溝で穿たれている。山全体が奔騰する炎のようだ。まさに『西遊記』の世界が目の前にある。

かつて「炎々たる気焔、空を焼かんとす」と中国の詩人にうたわれたこの山は、東西百キロ、南北十キロの山脈。平均標高五百メートルの山脈が壁となってタクラマカン砂漠の熱風を遮る。この地方が暑いのは当然である。三蔵法師一行が途方に暮れるのも分かる。今、現実の火焔山を眺めて『西遊記』が描いてみせた魔界が決して仮想の世界でないことが分かる。

もう一つ、『西遊記』に出てくる猪八戒は、無類の女好きときている。そのため美女に変じた女妖怪や魔女にだまされる。そんな失敗談が読者の笑いを誘う。

ところが、新疆ウイグル自治区を旅して驚いた。美人が多いのである。ウイグル族は突厥族（トルコ系）の末裔とされており、女性の目鼻立ちがはっきりしている。特に二十歳前の女性にハッとするような美人がいる。思わず振り返りたくなる。猪八戒ならずとも、男性は色香に迷う。シルクロードが今なお、「魔界」たるゆえんでもある。

ところで、私のシルクロードの旅は、西安で一区切りがついた。気が付いたら、間もなく七十五歳になる。だが、シルクロードは奥が深い。

シルクロードには、西安からローマまで三本のルートがある。北方の草原地帯（ステップ）を行くルート。中央のオアシス地帯を行くルート。中国南部からいったん海に出て海路を行くルートだ。私がたどったのはオアシス・ルートだ。

私に、元気さと、時間とカネさえあれば、まだまだシルクロードに挑戦したい気持ちである。

▲九年間のシルクロード旅の体験を一冊の本にまとめ、『シルクロードお遍路の旅』（出窓社刊、定価１４００円＋税）として上梓しました。

海外情報

「勇気をもって臨んでほしい」

CBSのダン・ラザーが降板

ネットワーク・ニュース番組、「CBSイブニング・ニュース」のアンカー、ダン・ラザーが三月九日の放送をもって降板した。昨年十二月、NBCで二十年余りキャスターを務めたトム・ブロコーに続いてのことで、過去二十年余り、名門三大ネットワーク・ニュースの象徴だったご三家アンカーは、ABCのピーター・ジェニングスだけが残される形となった。

二十四年間、ニュースアンカーの座にとどまったダン・ラザーの降板は、昨年引退したNBCのブロコーのようにスマートなものではなかった。後継指名についても、NBCニュースは、若手四十歳代のブライアン・ウィリアムスに早くから決めていたが、CBSの後継アンカーは誰か、最後まで外部からの憶測を呼んだ点でも特異であった。

ラザーは、現役のまま二〇〇六年を迎え、四半世紀に及ぶロングランのキャリアをもってバトンを渡したかったようだ。この計算を狂わせてしまったのが〇四年九月の米大統領選挙関連報道だった。ラザーを頂点とする報道チームは、CBSが誇りとする調査報道番組の「六〇ミニッツ水曜版」で、一九七〇年代前半、ブッシュ大統領がテキサス州の空軍パイロットとして訓練を受けた後アラバマ州兵に転出した際、適切に任務を果たしていたかどうか疑問がある、との報道を行った。

この際、外部のウオッチャーから、報道の根拠となる資料に信頼性が置けないとの指摘があり、さらに継続して資料の再検討が行われた結果、CBSとして非を認めざるを得ないところまで追い詰められた。ラザーは責任者として、CBSイブニング・ニュースの中で謝罪し、〇五年三月で降板することが本決まりとなった。

ラザーは、リベラル・メディアをけん引する旗頭と位置付けられ、特に保守政治家、それに共和党関係者らから煙たがられる存在であった。政権党を担う大統領に対しては、聞き難いことをずばりと聞いて見せ、相手が質問をかわそうとしても、決して逃げることを許さず、徹底的に追及するのである。ラザーにすれば、自ら現場に身を置いて、実直に伝えるという姿勢を貫いただけと言うだろう。しかし、多くの保守派政治家たちにとって、ラザーは口だけで社会をかき回す厄介者であり、リベラルな言論界を糾弾する際の格好の攻撃ターゲットだった。

米国のネットワーク局報道は、八〇年代以降、この二十年間で大きく変わった。テレビ局として存続、発展していくために、経済効率を追求する商業主義路線を第一に据えたことが特徴である。その一方、商業主義に重点を置き過ぎれば娯楽性の追求が主となり、純粋な報道機能の後退を容認するという事態を引き起こした。結果、視聴率をとりにいく報道姿勢が大勢となり、CBSが最も大切にしてきた「調査報道」の基盤が崩れ去った。テレビジャーナリストたちの思考は、「話題先行報道」へと変容せざるを得なかった。

六五年のベトナム戦争報道では、マイクを置いて負傷した米兵を担架で運んだ。八九年の天安門事件報道ではいち早く現場に赴き、中国当局から放送中止を迫られる瀬戸際まで報道を続けた。

三月九日午後六時半、いつもと変わりなくCBSイブニング・ニュースは始まった。濃紺に青のピンストライプが入ったスーツに身を包み、最後まで闘う人であるとイメージ付けることを狙ったかのように、真赤なネクタイで淡々とニュースを伝えた。行動派ジャーナリストのラザーが、二十四年間のアンカー生活を締めくくる珠玉のひとくだりは印象的だった。「真理を伝えるためには常に危険と隣り合わせだ。すべてのジャーナリストに言いたい。勇気をもって臨んでほしい」

同じころ、ABCワールドニュースでは親友のジェニングスがラザーへのお別れコメントを告げていた。エンディングのテーマミュージックが始まり、アンカー席を立ったラザーの周りをスタッフが囲み、拍手して最後を見送った。ラザーの後継はベテラン記者のボブ・シーファーになった。

（金山　勉＝上智大学助教授）

前号（四月号）二段目最後の行の「ブルーベリー」を、「ブラックベリー」に訂正します。

メディア談話室

教科書報道の「公正」

藤田博司

「こんな教科書でいいのか」と『朝日新聞』（四月六日）が社説で書くと、翌日の『産経新聞』は「驚かされた朝日新聞社説」と題して反撃した。今年の中学教科書検定を受けてのやりとりである。『朝日』の社説は、扶桑社の教科書が日本の近現代史を「日本に都合よく見ようとする歴史観が貫かれている」点を批判したものだった。『産経』はこれを「特定の教科書を排除し、自由な言論を封殺するもの」と反発した。

『朝日』対『産経』

教科書問題や歴史認識をめぐる両社の論争は年来のもので、それぞれの主張に新味があるわけではない。ただ主張の中身はさておき、今回の教科書検定をめぐる一連の報道で、少しばかり問題と思われる点を指摘しておきたい。気になるのは『産経』の側の報道の仕方である。

検定結果を報じた四月六日の各紙一面トップの見出しは『産経』を除いて各紙とも「脱ゆとり教育」「発展的学習導入」を柱にしていた。『産経』は「『拉致』全社に記述」を主見出しに掲げ、脇見出しで「歴史なお自虐的傾向」とうたっていた。「拉致」問題が教科書に取り上げられたことを最も重視したのは、いかにも『産経』らしいと言えるかもしれない。

『産経』を除く各社の記事は、四年前の前回検定結果と今回の結果を比較したもので、おおむね同じような内容だった。韓国や中国の反発を伝える記事も、ほぼ事実関係を中心に記述していた。

『産経』は一面の記事本文で、歴史教科書が「古代から近現代まで韓国など近隣諸国に配慮した自虐的傾向は変わっていない」と書き、「豊臣秀吉の朝鮮出兵や先の大戦を『侵略』とする一方で（中略）ソ連の対日参戦を『進出』と書くなど自虐的な二重基準や、史実に反した記述も是正されていない」と決め付けていた。

またこの記事は、「新しい歴史教科書をつくる会」が執筆した扶桑社の教科書の内容を紹介し、同社の教科書が「学習指導要領に最も忠実な教科書」だという扶桑社の説明を伝えていた。

同じ日、韓国の反響を伝える『産経』のソウル電は、韓国政府が「扶桑社版の不採択に向けた〝対日圧力〟に全力を挙げる方針だ」と述べ、「日本の反日的な『良心勢力』は扶桑社版非難のため、早くから韓国側に記述内容を〝通報〟し、反日をあおってきた」と報じていた。

基本ルールを逸脱

ほかの新聞の報道と比べて『産経』の伝え方に特徴的なのは、いわゆる「自虐史観」に反対する立場に立っていること、扶桑社版教科書を推奨ないし擁護する姿勢をはっきり示していることである。『産経』が教科書問題でそうした立場をとってきたことは周知の事実だし、これまでもそうした報道の仕方をしてきたことはよく知られている。しかし、この手法は公正な報道を目指す報道機関のやり方としては、基本的なルールを逸脱している。

一面トップの記事は事実の報道というよりは、むしろ意見の表明に近い。「自虐的傾向は変わっていない」「自虐的な二重基準や、史実に反した記述も是正されていない」というのは意見そのものである。「日本の反日的な『良心勢力』」に関する記述も事実というよりは意見だろう。ニュースの報道に記者個人の意見は含めない、というのが報道の原則だが、ここでは完全に無視されている。

これらの意見が社説や個人のコラムで述べられるのであれば問題はない。が、ニュースの体裁で書かれた記事の中に意見を紛れ込ませるのは、可

能な限り公正に事実を伝えることを旨とするニュース報道の原則にはそぐわない。

もう一つの問題は、社説での主張も含めて、『産経』が一連の報道の中で、同紙と扶桑社の関係について何の説明もしていないことである。両社の関係について触れないまま、扶桑社の教科書を高く評価し、「扶桑社版の不採択」に向けての「圧力」や「扶桑社版非難」の動きを批判して、扶桑社版教科書に肩入れする姿勢を明らかにしていることである。

扶桑社との関係

扶桑社が『産経』の関連会社であることを、読者の大多数は知らない。『産経』と扶桑社が同じフジサンケイグループに属する関連会社である事実は、読者が教科書問題に関する『産経』の報道を判断する上で重要な要素になるはずである。それを伏せたまま伝えるのは公正なやり方とは言えないだろう。

メディアが直接の利害関係のある企業や個人をニュースの対象として報じるときは、どのような関係にあるのかを読者・視聴者に明らかにするのが、報道の基本的な倫理の一つに数えられている。報道の内容に無用の誤解を招くのを避けるためにも、読者に判断の材料を十分に提供するためにも、メディアとして守ることが求められているルールである。

もともと扶桑社の教科書は『産経』の強力な後押しで作られたものである。同紙は一九九八年一月の社説で、新聞として初めて教科書作りに「挑戦する」考えを明らかにしている。その後、実際に『産経』が教科書を作ることはしなかったが、その仕事は扶桑社に引き継がれた。そして『産経』は扶桑社の教科書に代表される歴史の考え方を一貫して支持してきた。しかし、これまでも『産経』は扶桑社との関係をその都度読者に説明してはこなかった。

『産経』が今回のような報道手法を繰り返していると、自社の関連会社が出版する教科書を、ニュース報道の紙面で宣伝していると受け取られても仕方があるまい。扶桑社の教科書の中身を伝えることがニュースとして重要と判断するなら、扶桑社と自社との関係を読者に明示した上で報道すべきだし、そうすることが『産経』の報道に対する信頼を高めることにつながるだろう。

一切の関与なし？

『朝日』社説と『産経』社説の冒頭のやり取りのあと、両社の社説がそれぞれさらに反論と再反論の応酬を繰り返した。『産経』は『朝日』による扶桑社版教科書への批判が「言論の封殺」だと重ねて主張し、『産経』が扶桑社の教科書を「後押ししている」とする『朝日』の指摘は「事実誤認」と反駁（はんぱく）した。

『産経』はまた社説とは別に、扶桑社が教科書を発行するに至る経緯を説明する記事を掲げ、『産経』としては教科書発行に「関与していない」と述べている（四月九日付）。しかしこの記事は、当初「扶桑社発売・産経新聞社発行」が検討されたことを認めており、『産経』が少なくとも当初は、扶桑社版教科書に前向きに関与する意思があったことを裏付けている。その後、文部省の指導で『産経』は教科書発行に加わらないことを決めたというが、それで扶桑社版教科書に『産経』が「一切かかわっていない」と言えるかどうか。『産経』が発行の主体ではないにしても、扶桑社が『産経』の関連会社であることには変わりないし、両者の間に共通の利害があることも否めない。

この記事はまた「扶桑社が教科書を発行したから（産経が）教科書報道を始めたわけではない」と述べている。『産経』の教科書報道が扶桑社版を宣伝するためのものではないと言いたいのだろう。しかし、教科書発行と報道の因果関係がどうであろうと、『産経』が関連会社である扶桑社版の教科書に好意的な報道をしている現実は動かない。

問題は『産経』がこれまで扶桑社との関係を読者に説明しないままでその教科書を推奨し、擁護するような報道を続けてきたことである。公正な報道に徹しようとするなら、自社のイデオロギー的立場ばかりを優先させるのではなく、ジャーナリズムの基本を踏まえた報道手法を心掛けてもらいたいものである。

（早稲田大学大学院客員教授）

プレスウオッチング

「平和憲法」試練の時

「九条改正」論議を考える

六十年前の四月一日、米軍が沖縄本島に上陸、八十余日の死闘の果て六月二十三日沖縄は陥落した。事実上の〝日本敗戦〟――しかし、あの忌まわしい戦争を思うどころか、「九条改正」の〝進軍ラッパ〟が気掛かりな昨今である。敗戦二年後（一九四七年）の五月三日施行された「平和憲法」の高揚感とは対極的に、いま「改憲」の声が居丈高に迫ってくるのだ。

「憲法九条ができた時に、南原繁さん（元東大学長）が若い研究者に『これは、日本国民にとっては過大な負担だな。これを維持していくための倫理性、道徳性を日本国民が持っているとは思えない。あなたたちの時代がきちんとすることによってそれを維持していかなくてはいけないんだ』と言ったというけど、まさにその通りです」と、憲法学者・樋口陽一氏が雑誌の鼎談（ていだん）で語っていたことが脳裏に焼き付いている。「十五年戦争」の廃虚から復興に立ち上がった日本が半世紀以上も他国と戦火を交えず、平和を守り続けてきたことを、私たちはもっと誇りに思うべきである。

「自衛軍」明記した自民党改憲試案

湾岸戦争―アフガン戦争―イラク戦争の軌跡をたどると、「改憲」へ向けての社会風潮が醸成されてきたことは明らかだ。二〇〇〇年一月、衆参両院に憲法調査会が発足。自民党は結党五十年の今秋を目指して憲法改正案作成のヤマ場に差し掛かった。政府・自民党の画策に引きずられるように、公明党は「加憲」、民主党は「創憲」をうたい文句に独自案の検討を進めている。

「二〇〇三年九月、訪米した衆院憲法調査会の中山太郎会長を前に、知日派のアーミテージ米国務副長官は自ら著した対日戦略文書『アーミテージ・リポート』（二〇〇〇年十月）の一節を読み上げた。

『日本の集団的自衛権の禁止は米国にとって束縛だ。この禁止を取り払えばもっと密接で有効な安保同盟となる』。アーミテージ氏は『私が一番誇らしく思う部分だ』と付け加えた。日本政府は『わが国は集団的自衛権（他国が武力攻撃を受けた場合、被攻撃国を助け、共同して防衛に当たる権利）を保有するが、憲法の制約により行使できない』という解釈をとっている。アーミテージ氏の発言は日本への改憲圧力だったわけだが、その日本で実は活発な改憲論議が進んでいる」（毎日〇四年四月二十六日朝刊）との記事は、改憲を日本側に迫る米安全保障政策の本音を物語るものだ。

自民党の新憲法起草委員会（委員長・森喜朗前首相）は四月四日、改憲試案の要綱をまとめた。最大の焦点である〈安全保障及び非常事態〉では、「［1］戦後日本の平和国家として国際的信頼と実績を高く評価し、わが国の平和主義の原則が不変のものであることを盛り込む」と記しているから、「憲法九条1項」の平和主義条項を踏襲するとみていいが、次の「［2］自衛のために自衛軍を保持する。自衛軍は国際の平和と安定に寄与することができる」との文言は、「九条2項」（〝前項の目的を達するため、陸海空軍の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない〟）の全面改正を狙った内容。「自衛隊」を「自衛軍」に改め、〝国際貢献〟を明記した点がポイントである。しかし「集団的自衛権」行使について触れていない点からみて、この難題の明文化は避け、〝憲法解釈〟で切り抜ける意図のようだ。

いずれにせよ、安全保障などテーマ別小委員会の論議は一本化できず、歯切れの悪い要綱となった。与謝野馨政調会長（起草委事務総長）が「諸般の事情で四月中の条文化をしない」と先送りしたのは、自民党内ですら憲法観が四分五裂の状況を収拾できなかったためだ。それでも、改憲案を「結党五十年」の目玉にしようと焦っているとは……。「何が何でも自衛隊を『軍隊』と位置付けたい」との魂胆が透けて見える。

一方、衆院憲法調査会の「最終報告書案」が三月二十八日明らかになった。五年間の議論を集約したもので、各党間の最終調整を経て決定されるが、両論併記が多い〝苦渋の報告書〟との印象だ。

焦点の「九条」については「戦争放棄の理念を掲げる九条1項を堅持し、平和主義を維持すべきであるとする意見が多く述べられた」との記述。この後、「自衛権の行使であっても武力の行使は認められないとする意見もあったが、武力の行使を求める意見が多く述べられた」と記し、曖昧ながら2項改正を示唆している。自衛権と自衛隊についてはａｂｃｄ四通りの意見を列記し、「上記のように意見は分かれているが、自衛権及び自衛隊について何らかの憲法上の措置をとることを否定しない意見が多く述べられた」と結んでいる。改憲を志向している自民党委員が明文化を迫る場面もあったようだが、憲法調査会規定第一条「憲法調査会は、日本国憲法について総合的に調査を行うものとする」との規定に照らせば、このような内容になるのはやむを得なかったろう。

この点、二月二十四日の同委員会「全体を通しての締めくくり」論議での土井たか子委員（社民）の発言に共感した。「最終報告書では、日本国憲法の役割や評価、あるいは憲法に則した運用がなされていたかどうかについてまとめていくべきであり、改憲ありきとすべきではない。違憲の事実を積み重ねている中で、現実に合わせて憲法を変えようとすることは許されない。国会議員には憲法尊重擁護義務（九九条）があるという自覚が促されている」との指摘には誰も反論できまい。

衆院憲法調査会は五十人の委員で構成されているが、自民二十六、民主十八、公明四に対し、共産、社民は各一。国政選挙の党派別得票数から見ても極端な委員数の差に驚き、「少数意見の反映は望み薄か」と心配になってきた。

「平和の哲学」を保持した国際貢献を

産経は「自民党新綱領、作文政治に終わらせるな」（3・31主張）と改憲にハッパをかけ、読売も「政治に『改正』を促す国民意識」（4・8社説）と題し「戦後六十年、国民意識も政治の動きも時代は新憲法へ大きく前進している」と主張するが、「初めに改憲ありき」の思い込みが恐ろしい。

「近代国家の憲法は、個人の自由と権利を促進するために国家権力をしばるルールとして生まれてきた。これに対して自民党の改憲案は、多数者の側、国家の側から統治しやすいルールを織り込みたいという立場が色濃い。……自衛隊を自衛軍にするという提案には賛成できない」との批判（朝日4・5論説）に、確かな視点を感じる。「自衛隊は外見上軍隊そのものだが、九条の三点セットによって『自衛のための必要最小限度の実力組織』にとどめられ、外国の軍隊とは決定的に違う。自衛隊を軍隊と呼ばない理由だが、仮に軍隊になれば『敵を追いつめて、敵本国も全部やっつけてしまう』（政府答弁）ような交戦権の容認につながり、専守防衛の基本方針も崩れかねない」との疑念（毎日4・8朝刊）はもっともで、一部改憲勢力による〝日本軍復活〟の意図を警戒し、周辺諸国への影響も配慮せねばならない重大問題である。

二〇〇四年五月の憲法調査会・中央公聴会で、猪口邦子上智大教授は「九条1項で『国権の発動たる戦争放棄』を掲げたこと、2項で『陸海空軍その他の戦力は保持しない』としたことは、国際社会で特別の評価を獲得している。日本は軍縮、核不拡散、人道支援で工夫ある貢献を行っていくべきだ。具体的実施を実力組織に依存する場合、九条の平和への哲学を保持しつつ実行できることは多い」と公述。船曳建夫東大教授は「日本はこれまで武力不行使、戦力不保持、交戦権否定と言いながら、自衛隊は持ち、自衛権はあるだろうという苦しい議論をしてきた。この六十年の積み重ねが財産だ。世界は日本の考えに近づいてきている。日本は九条を論理的に苦しいまま、しかし、明らかに未来を指し示すものとして保持し続ける方が得策だ。戦争放棄の縛りが国益を損なうとは思えない」と語っていた。

「九条」に絞って改憲論議の経過や問題点を考察してきたが、意見集約の道のりは険しい。井上ひさし、梅原猛、大江健三郎、奥平康弘、小田実、加藤周一、澤地久枝、鶴見俊輔、三木睦子の知識人九人の呼び掛けで「九条の会」が昨年夏発足、「九条・映画人の会」など業種別・地域別組織が、市民レベルでの憲法論議を活発に展開していることを付言しておきたい。「国の基本法」を真剣に論じることは国民の権利であり、義務でもある。政治的思惑を秘めた拙速「改憲」を許してはならない。

（池田　龍夫＝ジャーナリスト）

放送時評

初の減収予算が成立
NHK、改革プランが始動

「海老沢色」は薄まったが…

NHK橋本元一会長は四月一日、経営委員会の同意を得て現理事八人全員の交代を発表した。石原邦夫経営委員長は「新年度の初日に新しい執行部体制が決定したことを評価する」と語った。四月二十五日付で発令された新理事は以下。カッコ内前職。

原田豊彦＝放送総局長（名古屋放送局長）、畠山博治（福岡放送局長）、小林良介（営業局長）、中川潤一（総合企画室・経営計画担当局長）、小野直路（衛星放送局担当局長）、衣奈丈二（監査室長）、石村英二郎（報道局長）、西山博一（技術局長）

新理事はいずれも五十歳代後半で平均年齢は五十六・五歳。外部起用はなく、「危機的な状況であり、NHKを熟知する〝即戦力〟を考えた」と会長は言う。前会長時代四人を数えた政治部出身者は今度は報道局長から上がった石村氏一人。この人は海老沢氏から〝距離〟を置いていたことで知られ、地方の局長二人の起用を含めて〝海老沢色〟を強く薄め、バランスのとれた役員人事を心掛けたことはうかがえる。理事七人は四月二十四日に任期切れを迎えたのだが、来年九月まで任期の残っている技術担当の三宅誠理事も健康上の理由で退任した。技師長ポストから昇格した橋本会長を除き、〝海老沢内閣〟総入れ替えとなった。

NHK二〇〇五年度予算は三月十七日衆院、三十一日参院の本会議でそれぞれ承認され、成立した。ともに野党反対・与党の賛成多数。両院で全会一致とならなかったのは一九九七年以来八年ぶりだが、初の減収予算であり、さらに受信料不払いが進行する見通しにおいては致し方あるまい。両院とも厳しい付帯決議を付けているが、審議が長引くのを避け、両院の総務委員長は一日ずつ。そしてその模様をNHKは初めて中継と録画放送でカバーした。

そこで、橋本会長の技術者らしいとつとつとした答弁と対比して、アナウンサー出身で解説主幹を務めた永井多恵子副会長の簡潔・的確な対応が目立った。この人、二月十二日の早稲田対トヨタ自動車のラグビー試合中継問題で〝カブ〟を上げた。審判の胸のロゴに「朝日新聞」の企業名が入っていたことから、直前に編成局が「生中継」を夜の「録画放送」に変更したが、当日の朝に副会長は急きょ指示して原案通りの「生中継」に戻したのである。

担当の諸星衛理事は会見で「視聴者の意向を無視して反省している」と語ったが、この裏話を朝日新聞（四・二付）はあえて報じている。視聴者の視点に立った永井副会長のバランス感覚は大きく評価されていい。

NHK改革プランが始動

新体制の清新さを訴える橋本会長は「まっすぐ、真剣、NHK」のキャッチフレーズを発表し、さらに四月七日の会見では新体制がスタートする二十五日以後の改革プランを明らかにした。まず「新生委員会（仮称）」の発足。これは会長をトップに新任の全理事をメンバーとする新委員会と現場職員参加の作業部会で構成、①番組の刷新②受信料体系の検討③事業運営の適正化――を柱とするNHK挙げてのプロジェクト。それから五月の連休明けには、各界からメンバーを募る「有識者懇談会」、視聴者本位の取り組みを公表する「業務評価委員会」を順次設立していくという。

期待して活動と実績を見守ることになるが、これまでの経過からして、世論が端的に指摘している問題点の一つに「海老沢前会長への退職金支払い」がある。この点をクリアしない限り、受信料不払い・保留の増加という形で表面化している視聴者のNHKへの不信感が、目に見えて改善される可能性は当面少ない。

四月一日付東京新聞は一面トップで「NHK・海老沢氏の退職金払わず」と報じ、驚かされた。これは経営委員会内部の空気を読み、この日の打ち合わせ会が全理事刷新交代に同意するとともに

に、この問題にも決断すると見ての報道だった。結果的には〝勇み足〟に終わったが、四月五日の委員会後の記者会見で石原委員長は「議論には上っている。しかし検討する項目は多く、慎重に考える必要があり、決定にもうちょっと時間がかかるのではないか」と述べている。

海老沢前会長の退職金は副会長、そして七年半の会長時代を通じて一億二千五百万円に上る、と試算される。不祥事で引責退任した池田芳蔵、島桂次両元会長には退職金は支払われなかったが、この前例をそのまま当てはめてよいのか。「二人とも自らが招いたトラブルでNHKの名誉を傷つけたケース。海老沢氏には個人的な不祥事は存在しない」という見方もあろうし、「いや、海老沢氏長年の独裁執政がNHKを未曽有の危機に追い込んだ。その責任をとっての辞任だから、退職金を支払うのはもってのほか」という主張も強い。

石原委員長は全理事刷新の荒療治が視聴者に好感され、受信料不払い問題について、早くも「多少感触がよくなっている」とも語ったが、この退職金問題にはとりあえず〝凍結〟の姿勢を打ち出し頭を抱える。決定いかんで、あるいは法律問題まで招来されては一大事だからである。いずれにせよ、四月二十五日からの新体制スタートあたりが決着のめどか。

免許事業体でオセロゲーム

もう一つ。こちらは民放界の大問題。ニッポン放送をめぐるインターネット関連会社ライブドアとフジテレビとの買収合戦である。前号でその発端を書いたが、両者ともあの手この手を尽くし、〝和解〟にたどり着いた。その攻防を「オセロゲームのように次々」と報じる新聞もあった。

ニッポン放送による大量の「新株予約権」発行予定に対するライブドアの「発行差し止め」訴訟を、東京地裁はこれを認め（前号記載）、ニッポン放送による抗告に対して東京高裁もまた三月二十三日地裁決定を支持し、抗告棄却。〝裁判闘争〟はライブドア側の完勝だった。高裁（鬼頭季郎裁判長）による決定の骨子を挙げる。

一、経営支配権の維持・確保を主要目的とした新株予約権の発行は、差し止めるべき「著しく不公正なる発行」に当たる。

一、今回の予約権発行はフジテレビの経営支配権確保が主要目的で、株主一般の利益を害する。

一、株式の敵対的買収者が会社を食い物にしようとしている場合、対抗手段として予約権発行は許されるが、今回はその確たる証拠がない。

一、ライブドアによるニッポン放送の経営支配が企業価値を損ねるかどうかは、経営判断の問題であり、裁判所が判断するのに適さない。

一、ライブドアの時間外取引は証券取引法に違反せず、発行を正当化する事情とは言えない。

長文にわたる決定で目に付くのは、ニッポン放送・フジテレビ側のこの防衛策が「独禁法」や「証券取引法」に違反しかねず、〝順法精神〟が欠けていると指摘した内容であること。すなわちライブドア側の買収攻勢になりふり構わず防衛に狂奔した姿勢はうかがえる。

ニッポン放送は最高裁への特別抗告は断念。しかし、新株予約権の発行という強引な手段の是非に関しては裁判で完敗したとはいえ、ライブドアによるフジサンケイグループの〝本丸奪取〟、フジテレビ買収という狙いに対して、誠にさまざまな動きが始まった。例えば「貸株」という耳慣れない方法の導入。

これは「保有する株券を手数料をもらって貸し出すことで、貸している間は株主総会で議決権を行使する権利は〝借り手〟に移る」というもの。

すなわちニッポン放送の保有するフジテレビ株式一三・八八％すべてをソフトバンク・インベストメント（SBI）に五年間貸し出し、既に大和証券SMBCに貸し出している八・六％を合わせると、ニッポン放送のフジへの議決権はゼロ。買収でニッポン放送を征圧したライブドアの野望は希薄化した。

水面下の動きを含めてあれやこれや、確かにオセロゲームみたいであり、株式市場すらさながらカジノの体。それが免許事業体である大民放をめぐって生じていることに、ネガティブな感想がある。

（大森　幸男＝放送評論家）

〔訂正〕四月一日号（第五一四号）の「放送時評」（21ページ、下段末尾6行目）「上空三千六百㍍」とあるのは、正しくは「上空三万六千㍍」。校正ミスで、おわびして訂正します。（編集部）

海外情報

報道管理で「試行規定」を公布

中国、報道の職業倫理前面に

中国でこのほど、取材報道従事者の管理に関する試行規定が公布された。

同規定では、媒体が記事を掲載する際は、書いた記者の実名を載せること、記者証を取り上げられた記者は五年間、取材報道活動を禁止されることなどが定められており、当局による今後の報道管理の重要な柱になっていくものと思われる。中国共産党中央宣伝部、国家ラジオ映画テレビ総局、新聞出版総署が連名で公布した。

三月二十四日付の新聞出版報によると、同規定の目的は、報道の職業倫理を高め、記者・編集者らの行為を規範化し、報道界の良好なイメージを守り、報道事業を健全に発展させることにある。

規定では、記者・編集者にマルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論と、現政権が唱える「三つの代表」思想などの堅持を要求するとともに、国家機密、公民のプライバシー、報道対象の合法的権利なども守るよう求めている。

また、報道に当たって真実性、全面性、客観性、公正性の原則に立って正確な事実をとらえなくてはならないとし、裏付けのはっきりしない虚偽報道の途絶が目指されている。また、記事は記者の実名を記すこととされた。

規定では、さらに記者・編集者は、血縁、地縁や、利益関係を有する者を取材対象とすることは避けなければならないとされた。

また、報道機関の支局長など出先の責任者については、任期を限って交代させるシステムの導入も求められている。

長らく、批判的となってきている「有償新聞」（ニュースソースを利する記事を書いて、記者が不当な利益を得る行為）についても、記者が不正な招宴に出ること、リベートを受け取ること、経済的見返りとして所属の報道機関と無関係の企業にポストを得ること、などについて禁じている。

記者・編集者が、媒体の経営活動にかかわらないことも求められ、広告営業を行うこと、報道の形を借りた広告行為を行うこと、定期購読を条件にした取材報道なども規制している。

この試行規定が今、公布された背景としては、現政権が進める不正追放、汚職追放などの「親民路線」に、メディアを協力させるに当たって、ジャーナリズムが力を持ちすぎないよう、あらかじめ歯止めを設けた、とも考えられる。

問題としては、記者活動の規範化、制限を先行させるあまり、調査報道などができにくい雰囲気が強まることなどが懸念されよう。それでなくても、記者の権益や取材活動の自由を守るといった方向の法制化の動きは鈍い。

もっとも、記事の実名制以外は、実はあまり目新しい項目はない。

新味はむしろ、これらの規制が個々の記者に頒布される統一的な「記者証」と結び付けられていることにある。

規定では、取材時、この記者証の提示が義務付けられ、虚偽報道や有償報道に手を染めた者は、一律にこの記者証が没収され、五年間は報道活動に従事できないこととなった。記者証自身は従来からあるが、二〇〇三年、初めて統一的な資格制度の下、取得するには一定の研修と受験を義務付けるという改革が行われた。

こうしてみると、メディア単位の管理から、個々の記者も管理する方向にあり、そのツールとして記者証が重視されつつあるようだ。

ちなみに、二〇〇五年一月の時点で、審査を経て発行された記者証は、十四万六千五百四十一枚である。

新記者証を受け取ったのは、新聞、雑誌などの記者・編集者が約七万人。テレビ、ラジオの報道関係者が約六万人、通信社が約二千人である。

男女別に見ると、全体では女性が約四一％を占め、さらに雑誌に限ってみると、総計千三百人のうち女性が約七百人で、こちらは過半数である。

年齢別に見ると、二十歳代が二九％、三十歳代が二七％、四十歳代が二四％、五十歳代以上が二〇％である。

（木原　正博＝日本新聞教育文化財団）

◎寄贈書簡・資料⑯

永由信人氏から　日刊新聞聯合（主な解説記事）

第3211號　昭和10年3月14日

ドイツに小型自動車全盛―ヒトラーの〝大衆車〟　塚本　義隆

倫敦からモスクワへ―ヨーロッパの横顔（四）　秋山　操

第3212號　昭和10年3月15日

泰山空しく鳴動―上海財界の混亂　新聞聯合上海支局　寺西　呉郎

第3216號　昭和10年3月19日

ドイツの再軍備宣言―歐洲再戦か否か　塚本　義隆

第3223號　昭和10年3月26日

一九三四年の中國々際収支検討　新聞聯合上海支局　寺西　呉郎

第3228號　昭和10年4月1日

遞信省の反省を促す―不當な外國電報料　塚本　義隆

第3245號　昭和10年4月17日

尚ほ將来の問題―中國の發券統一　新聞聯合上海支局　寺西　呉郎

第3252號　昭和10年4月24日

中國銀異變と外國銀行の支援　新聞聯合上海支局　寺西　呉郎

第3276號　昭和10年5月18日

實施期迫る―中國の關税改訂　新聞聯合上海支局　寺西　呉郎

第3329號　昭和10年7月10日

フランス恐慌の跡（二）　新聞聯合パリ支局　山中篤太郎

第3363號～第3365號　昭和10年8月13～15日

ヨーロッパ諸國の電話局を觀る（1～3）　塚本　義隆

◎均一句会

平成十七年二月十七日

〔兼題　冴返る〕

天　点滴のぽたりと闇へ冴返る　けんじ
地　凍返り家より蕾視てをりぬ　寿世
地　別れぎはのひと言夜の冴返る　岡
人　配る子の足の白さよ冴え返る　杉の子
　うま跳びの馬になる父冴え返る　あまり
　試験待つ子らやキャンパス冴え返る　和風
　凍返る劇場ネオン万華鏡　直久
　複雑にして怪奇なる人生冴え返る　耳郎
　冴返りゐる竹幹の節目かな　那由太
　冴え返るけふも仕事は特になく　魚酔
　紅梅の残りは散らず冴返る　且住
　冴え返る水琴窟の音沁みて　榎並
　冴え返る何の予感や胸さわぎ　美佐子

〔自由題〕

天　鳥籠に青き菜をたし春の風邪　あまり
地　移り来て雪に傘差す国と知り　けんじ
地　春立ちて野球少年入部式　和風
人　順序よく死ぬ仕合はせの春浅し　魚酔
人　それぞれに海の記憶や目刺焼く　且住
　一列といふはさびしき春の鴨　那由太
　春めくや理路整然と過てり　杉の子
　くるまいす連ねて特養梅みごろ　榎並
　田螺和え六十歳の坂こえにけり　岡
　豆撒きの声なき夜や鬼の笑む　寿世
　幼な手の鳩追いかけて春立ちぬ　直久
　立春や信号点滅駆け足で　美佐子
　白梅の下をノラが駆け抜ける　耳郎

財団法人同盟育成会元理事長
渡邉　孟次氏　死去

財団法人同盟育成会元理事長の渡邉孟次氏は老衰のため四月二日午前九時、東京都板橋区中台一―一四―五の自宅で死去した。九十一歳だった。喪主は妻チヨさん。

葬儀・告別式は四月六日午前十一時半から文京区大塚の護国寺桂昌殿で行われ、葬儀委員長の山内豊共同通信社社長、後輩の吾郷慶一氏が弔辞を述べた。

渡邉氏は大正二年七月東京生まれ。昭和十三年日本大学外国語学校中退。大正十五年新聞聯合社入社。昭和十一年電通と合併した同盟通信社に入り、中支総局やマニラ支局に勤務。

戦後、同盟解散に伴い社団法人共同通信社に入り、経済部長、三十三年―三十六年ニューヨーク、ワシントン両支局長、四十一年大阪支社長、四十三年常務理事、四十五年編集局長、四十七年編集主幹、四十九年専務理事などを経て、五十三年六月社長に就任。六十年六月まで四期七年務めた。六十二年から顧問。六十一年十一月から平成九年五月まで同盟育成会理事長。また、電通取締役も務めた。五十九年、勲一等瑞宝章。

◎人事異動

財団法人 新聞通信調査会
（元共同通信社経理部長、大阪支社・名古屋支社総務部長）
石橋　正一

採用、同盟クラブ事務局等担当（5月1日）
同盟クラブ事務局等担当
菊池　貞夫

退職（4月30日）

〔悲　報〕

小沢　嘉弘氏（元同盟通信社ブキチンギ支局、創美社代表取締役）肺がんのため二月九日死去、八十五歳。自宅は中央区明石町八―二―九〇三。

坂田　胖氏（時事通信社元第二編集局税務経理版編集長）肺炎のため二月二十二日死去、九十一歳。喪主は長男順（じゅん）さん。自宅は川崎市麻生区百合丘三―七―五。

◇

財団法人新聞通信調査会の前田耕一理事長、猪目寛同事務局長、財団法人同盟育成会の犬養康彦理事長、同宮崎行男事務局長は四月二十日、東京・多磨霊園の故岩永裕吉・元同盟通信社初代社長、故古野伊之助同二代目社長の墓所に参った。

岩永社長は昭和十四九月二日五十五歳で、古野社長は同四十一年四月二十四日七十四歳で永眠された。新聞通信調査会、同盟育成会は毎年ハナミズキが満開のこの時期に墓所で両氏の業績に思いをはせ、遺徳をしのんでいる。

◇

新聞通信調査会と同盟クラブは四月二十七日、東京虎ノ門の同盟クラブで講演会を開いた。講師は共同通信社外信部の塩沢英一氏。演題は「日中関係と江沢民後の胡錦濤政権」だった。

目　次（五月号）

ペイオフ解禁後の金融界…高橋　勝洋…1
小泉改革の「中間決算」を見る…栗原　猛…5
マスメ関連の裁判を見る(10)…佐藤　英雄…8
9年がかりでシルクロード踏破…増山榮太郎…12
【メディア談話室】
教科書報道の「公正」……藤田　博司…16
【プレスウオッチング】
「平和憲法」試練の時……池田　龍夫…18
【放送時評】
初の減収予算が成立―NHK…大森　幸男…20
【海外情報】
①プレス合併規制法が独議会通過…広瀬　英彦…11
②CBSのダン・ラザーが降板…金山　勉…15
③中国、報道の職業倫理前面に…木原　正博…22

定価一五〇円　一年分一五〇〇円（送料とも）
発行所　財団法人 **新聞通信調査会**
〒一〇五―〇〇〇一　東京都港区虎ノ門一―五―一六（晩翠ビル四階）
☎（〇三）三五九三―一〇八一（代）
振替口座〇〇一二〇―四―七三四六七番
印刷所　株式会社 太平印刷社

©新聞通信調査会2005